

# 書面・押印・対面手続の見直しと電子署名

執筆者：  
弁護士 神鳥 智宏  
弁護士 日比 慎  
弁護士 望月 賢

July 2020

## In brief

デジタル化の必要性が強調されるなか、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の蔓延防止のためにテレワークを推進する一つの手段として、電子署名・電子契約の活用に注目が集まっています。かかる状況の下、2020年6月19日、内閣府、法務省及び経済産業省は連名にて、「押印についてのQ&A」を公表し、押印に関する民事訴訟上の取扱い、押印の効果等に関する整理を行いました。

本ニュースレターでは、この「押印についてのQ&A」の内容を概説するとともに、いわゆる電子署名・電子契約を巡る現状についても実務的な観点から解説します。

## In detail

### 1. はじめに

従前より社会全体でのデジタル化対応の必要性が強調されてきましたが、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の流行を受け、4月には新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が発出されるなど、その感染拡大の防止のために、社会全体でいわゆるテレワークを推進する必要性が高まっています。一方、不必要的出社や他社との接触機会を減らすことが求められているなか、契約書を始めとする文書のやり取りや押印のために出社を余儀なくされる例が多く見られ、商取引等において書面への押印を原則とする商慣行が、デジタル化対応及びテレワーク推進の大きな障害となっていることが認識されました。このような「書面、押印、対面」から生じる問題は、事業会社一般について該当するものですが、特に不動産関係、金融関係の分野については、法令上の制度見直しを含めて、重点的な取組みがなされる見込みともなっています<sup>1</sup>。

かかる状況の下、内閣府・法務省・経済産業省は、2020年6月19日「押印についてのQ&A」を公表し、押印に関する民事訴訟上の取扱い、押印の効果等に関する整理を行いました<sup>2</sup>。

以下では、「押印についてのQ&A」の概要に触れつつ、電子署名・電子契約を巡る現状について概説します。

<sup>1</sup> 内閣府「書面・押印・対面手続の見直しに向けた取組について」(2020年6月9日)

[https://www.fsa.go.jp/singi/shomen\\_oin/shiryou/20200609/01.pdf](https://www.fsa.go.jp/singi/shomen_oin/shiryou/20200609/01.pdf)

規制改革推進会議「規制改革推進に関する答申」(2020年7月2日)

<https://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/kisei/meeting/committee/20200702/200702honkaigi01.pdf>

<sup>2</sup> 内閣府・法務省・経済産業省「押印についてのQ&A」(2020年6月19日) <http://www.moj.go.jp/content/001322410.pdf>

## 2. 「押印についての Q&A」の概説

### (1) 契約書への押印の意義

一般に、契約は、法令に特別の定めがない限り当事者の意思の合致により成立するため(民法 522 条 2 項)、契約の成立という観点からは、書面への押印は必須ではありません<sup>3</sup>。契約書への押印が慣習化しているのは、後日紛争になった際に、契約の成立又はその内容を立証する上で、契約書に押印があることに証拠としての価値があると考えられるためです。

契約書は、真正に成立したと認められた場合、特段の事情がない限り、原則としてその記載通りの事実の存在が認定される<sup>4</sup>ことから、契約の成立又はその内容を立証する上で、重要な文書といえます。そこで、契約の各当事者は、契約書が真正に成立したことを後日証明できるようにするために、契約書への押印が求められることとなります。

### (2) 文書に押印がされている場合の成立の真正

契約書等の文書に押印がなされている場合、その印影と作成名義人(契約の当事者)の印章が一致することが立証されれば、その印影は作成名義人の意思に基づき押印されたことが推定されます(これを「一段目の推定」といいます。)。更に、民事訴訟法 228 条 4 項は、「私文書は、本人(中略)の署名又は押印があるときは、真正に成立したものと推定する。」と規定するため(これを「二段目の推定」といいます。)、結局、文書の印影と作成名義人の印章が一致することを証明すれば、当該文書の成立の真正が推定されます(これを「二段の推定」といいます。)<sup>5</sup>。

もっとも、この二段の推定による立証方法は、あくまで立証の負担を軽減するための推定にすぎないため、相手方からの反証の余地がないわけではありません。たとえば、印章の盗用や冒用などにより、他人がその印章を利用した可能性がある場合、契約書への押印後にその内容が書き換えられた場合は、かかる推定が破られる可能性があります<sup>6</sup>。

また、押印されたものが実印であり、その印影に係る印鑑証明書を得ている場合には、その印鑑証明書により印影と作成名義人の印章の一致を証明することは容易ですが、認印や企業の角印については、印影と作成名義人の印章の一致を証明する手段が確保されていなければ、現実に「二段の推定」が及ぶことは難しいとの指摘もなされています<sup>7</sup>。そのため、文書の成立の真実性を確保する観点からは、現在の民事訴訟の実務からしても、本人による押印に過度に依拠することはできないものと考えられます。

以上の文書の成立の真正性については、「押印についての Q&A」においても、「テレワーク推進の観点からは、必ずしも本人による押印を得ることにこだわらず、不要な押印を省略したり、『重要な文書だからハンコが必要』と考える場合であっても、押印以外の手段で代替したりすることが有意義であると考えられる」と指摘されています<sup>8</sup>。

<sup>3</sup> 前掲注 2、1 頁

<sup>4</sup> 最判昭和 47・3・2 訴月 18 卷 10 号 1507 頁

<sup>5</sup> 前掲注 2、3 頁

<sup>6</sup> 前掲注 2、3 頁

<sup>7</sup> なお、「二段の推定」自体は、印鑑登録されている実印のみならず認印にも適用されうるとされています(最判昭和 50・6・12 裁判集民 115 号 95 頁、前掲注 1、4 頁参照)。また、実印ではなくとも、金融機関の実務のように、預め取引に利用する印鑑の届出を求めることにより印影と作成名義人の印章の一致を証明する手段を確保することができます。

<sup>8</sup> 前掲注 2、2 頁

### (3) 文書に押印がされていない場合の成立の真正

一方、文書に押印がなされていない場合は、「二段の推定」によって当該文書の成立の真正を立証することはできません。もっとも、判例は、そのような押印のない文書も、他の証拠によりその成立の真正を認める余地があるとしています<sup>9</sup>。

その立証の方法については様々なものが考えられますが、例えば、①契約の締結に向けたやり取りや、契約書の内容に同意する旨のメールの存在、②通常、契約の締結の際に交付すると考えられる資料（本人確認書類・印鑑証明書等）を保有している事実、③契約書の内容に沿った取引の事実等の立証により、押印のない契約書の成立の真正を立証することは可能と考えられます<sup>10</sup>。

また、物理的な押印の代替手段という観点から、いわゆる電子署名を活用することも考えられます<sup>11</sup>。そこで、電子署名と電子契約を巡る現状について、以下概説します。

## 3. 電子署名と電子契約を巡る現状

### (1) 契約書の電子化の可否

前述のとおり、契約書に押印又は署名を行うことが実務上一般的ですが、契約は、原則として当事者の意思の合致により成立するため（民法 522 条 2 項）、契約の成立という観点からは、契約書という「書面」への押印は必要なく、電子契約の方法により有効な契約を締結することが可能です（契約の方式の自由）。

ただし、法令に特別の定めがある場合には書面にて契約を締結する必要があります。もっとも、保証契約、建築請負契約など電子的な文書にて書面に代えることができる旨の規定が置かれている契約も多いことから、電子契約により締結することができないものは、定期賃貸借契約（借地借家法 22 条、38 条 1 項）などのごく一部の契約に限られることになります<sup>12</sup>。

### (2) 電子契約のメリット・デメリット

このような電子契約には、従来の書面による契約の場合と比べ、印紙税の削減、印刷、製本、郵送、保存等のコストの削減、契約締結プロセス関連業務の効率化、契約進捗管理、契約文書管理におけるコンプライアンス強化といったメリットがあるとされます<sup>13</sup>。一方、従来の書面による契約締結から電子契約の導入を行うには、社内規程の改訂を始めとする社内態勢の整備のほか、電子契約によることに関する契約相手方の同意を得ることが必要となります。そして、電子契約として締結された文書について後に争いとなった場合の証拠としての価値についても検討しなければなりません。

### (3) 電子契約サービスの類型

国内で普及している電子契約サービスには、大きく分けて、実務上、契約の両当事者が秘密鍵を保有し自ら電子署名を行うもの（以下「当事者署名型電子契約」といいます。）、メールによる認証と手書きサインを利用する電子サインタイプ、契約の両当事者は秘密鍵を保有せず電子契約サービス事業者が立会人として電子署名を行うもの（以下「事業者署名型電子契約」といいます。）の 3 種類が存在するとされています<sup>14</sup>。

<sup>9</sup> 大判昭和 6・1・31・評論 20 卷民訴 84 頁

<sup>10</sup> 前掲注 2、4 頁

<sup>11</sup> 前掲注 2、5 頁

<sup>12</sup> 民法 446 条 3 項、建設業法 19 条 3 項等。なお、契約のほかに、各種業法における説明書面など顧客に書面の形で交付することが求められる文書の存在への留意も必要である。

<sup>13</sup> 公益社団法人日本文書情報マネジメント協会「電子契約活用ガイドライン」([https://www.jiima.or.jp/wp-content/uploads/policy/denshikeiyaku\\_guideline\\_20190619.pdf](https://www.jiima.or.jp/wp-content/uploads/policy/denshikeiyaku_guideline_20190619.pdf)) 等参照。

<sup>14</sup> 前掲注 13 等参照

このうち、当事者署名型電子契約については、暗号技術により、締結された文書の内容に改ざんがなされること(非改ざん性)が担保され、また、秘密鍵の所有者本人が署名する仕組みであるため、電子署名により本人が契約締結を行っていること(本人性)も担保されます。このため、一般的には、両当事者が行う電子署名は、電子署名及び認証業務に関する法律(以下「電子署名法」といいます。)2条1項、3条括弧書きの要件を満たすもの<sup>15</sup>として、同法3条により、文書としての真正な成立が推定されます<sup>16</sup>。

これに対して、事業者署名型電子契約の場合、契約文書データの非改ざん性については仕組み上確保されているものと考えられますが、契約の両当事者ではなく電子契約サービス事業者が行う電子署名であることから、電子署名による本人性の確保が果たされないことになります。そして、電子契約サービス事業者が電子署名を行うことから電子署名法2条1項1号の目的を欠き、同法上の電子署名がなされているとは認められません。そのため、同法による真正な成立の推定はないと解されています。

このように本人性の確保という観点からは、当事者署名型電子契約の方が事業者署名型電子契約よりも優れていると思われます。一方、当事者署名型電子契約を利用するためには、契約の両当事者がサービス事業者の運営する電子認証局から電子証明書の発行を受ける必要があります。このため、サービス事業者による本人確認を経る必要があり、また電子証明書の発行・更新のための費用を両当事者が負担しなければなりません。これに対して、事業者署名型電子契約では、契約の両当事者が電子認証局から電子証明書を受けることが想定されていないため、利用のための事務及びコスト負担が相対的に小さいものと考えられます。

また、事業者署名型電子契約の本人性の確保については、現在の実務としては、押印を欠く契約書の場合と同様に、契約外の事情等から成立の真正を立証していくことになりますが、一定の要件を満たせば電子署名法3条の対象となりうることに関して、関係省庁にて今後考え方を明らかにすることが予定されています<sup>17</sup>。現時点では、具体的な要件等は不明ですが、今後、本人性の確保の点における当事者署名型電子契約の優位性がさらに相対化することも考えられます。

#### (4) 取締役会議事録への電子署名の有効性について

企業間の契約の場面のほか、取締役会議事録の署名についても電子署名の有効性の問題があります。会社法上、取締役会に出席した取締役及び監査役は、当該取締役会の議事録に署名又は記名押印をしなければなりません(会社法第369条第3項)。また、当該議事録が電磁的記録をもって作成されている場合には、署名又は記名押印に代わる措置として、電子署名をすることとされています(同条第4項、会社法施行規則第225条第1項第6号、第2項)。

ここで、署名者の電子証明書と秘密鍵をサービス事業者のサーバに保管するリモート署名方式やサービス提供事業者が利用者の指示を受けて電子署名を行う方式が同法施行規則第225条第1項第6号、第2項の電子署名として有効であるか否かが問題となります。この点については「いわゆるリモート署名やサービス提供事業者が利用者の指示を受けて電子署名を行うサービスであっても、取締役会に出席した取締役又は監査役がそのように判断したことを示すものとして、当該取締役会の議事録について、その意思に基づいて当該措置がとられていれば、署名又は記名押印に代わる措置としての電子署名として有効なものである」との法務省の見解が示されました<sup>18</sup>。

<sup>15</sup> 契約当事者の電子証明書と秘密鍵をサービス事業者のサーバに保管するリモート署名方式については、要件を満たしたものか留意が必要との指摘もあります(経済産業省「平成27年度サイバーセキュリティ経済基盤構築事業(電子署名・認証業務利用促進事業(電子署名及び認証業務に関する調査研究等))調査報告書」[https://www.meti.go.jp/committee/kenkyukai/shoujo/denshishomeihou/pdf/h27\\_004\\_01\\_00.pdf](https://www.meti.go.jp/committee/kenkyukai/shoujo/denshishomeihou/pdf/h27_004_01_00.pdf))。

<sup>16</sup> 「二段の推定」の二段目の推定に相当します。なお、電子的な文書について、一段目の推定に関する判例は、現時点では存在していません。

<sup>17</sup> 前掲注1「規制改革推進に関する答申」17頁 <https://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/kisei/meeting/committee/20200702/200702honkaigi01.pdf>

<sup>18</sup> 新経済連盟ウェブサイト「取締役会議事録に施す電子署名についての法務省見解」<https://jane.or.jp/proposal/notice/10829.html>  
前掲1「書面・押印・対面手続の見直しに向けた取組について」

商業登記との関係でも、上記の方法での電子署名による取締役会議事録を添付資料として利用することが可能とされており、利用が認められる具体的な電子署名済みファイルについては、法務省により個別に指定されています<sup>19</sup>。

### The takeaway

「押印についての Q&A」においても指摘されているとおり、契約書をはじめとする文書における押印の意義・効力については、現在の民事訴訟の実務からしても、本人による押印に過度に依拠することは避けるべきであり、テレワークの推進という観点から、契約書への不要な押印を省略するという選択肢も十分に考えられます。

また、そのための手段ともなりうる電子契約については、当事者署名型電子契約は本人性の確保に優れた仕組みとして従来から存在するものの、実務上普及しているとは言い難い状況でした。企業における導入がより容易であると考えられる事業者署名型電子契約について、今後、電子署名法 3 条の推定効が認められこととなれば、事業者署名型を中心とした電子契約の利用が今後さらに進むことも予想されます。

もっとも、具体的に如何なる要件の下で推定効が認められるかは現時点では明らかではないことから、今後の関係省庁の見解に留意する必要があります。また、電子契約に限らず、民事訴訟における文書の成立の真実性を確保する手段としての押印の意義を見直し、文書や取引の類型に応じてデジタル化に資する手続を整備し、テレワークを推進していくことも重要と考えられます。

---

<sup>19</sup> 法務省ウェブサイト「商業・法人登記のオンライン申請について」参照(<http://www.moj.go.jp/MINJI/minji60.html>)。なお、法人格の存在、法人の代表権限及び法人の代表者としての本人性については、商業登記に基づく電子認証制度により証明されるものとされることから、代表取締役については商業登記電子証明書が必要となります。

---

## Let's talk

---

より詳しい情報、または個別案件への取り組みにつきましては、当法人の貴社担当者もしくは下記までお問い合わせください。

**PwC 弁護士法人**

〒100-6015 東京都千代田区霞が関 3 丁目 2 番 5 号 霞が関ビル

電話 : 03-5251-2600(代表)

Email: [jp\\_tax\\_legal-mbx@pwc.com](mailto:jp_tax_legal-mbx@pwc.com)

[www.pwc.com/jp/legal](http://www.pwc.com/jp/legal)

- PwC ネットワークは、世界 100 カ国に約 3,600 名の弁護士を擁しており、幅広いリーガルサービスを提供しています。PwC 弁護士法人も、グローバルネットワークを有効に活用した法務サービスを提供し、PwC Japan グループ全体のクライアントのニーズに応えていきます。
- PwC Japan グループは、PwC ネットワークの各法人が提供するコンサルティング、会計監査、および税務などの業務とともに、PwC 弁護士法人から、法務サービスを、企業の皆様に提供します。

**弁護士**

神鳥 智宏

03-5251-2793

[tomohiro.kandori@pwc.com](mailto:tomohiro.kandori@pwc.com)

**弁護士**

日比 慎

03-5251-2746

[makoto.hibi@pwc.com](mailto:makoto.hibi@pwc.com)

**弁護士**

望月 賢

03-5251-2596

[ken.mochizuki@pwc.com](mailto:ken.mochizuki@pwc.com)

本書は法的助言を目的とするものではなく、プロフェッショナルによるコンサルティングの代替となるものではありません。個別の案件については各案件の状況に応じて弁護士・税理士の助言を求めて頂く必要があります。また、本書における意見に亘る部分は筆者らの個人的見解であり、当弁護士法人の見解ではありません。

© 2020 PwC Legal Japan. All rights reserved.

PwC refers to the PwC network member firms and/or their specified subsidiaries in Japan, and may sometimes refer to the PwC network. Each of such firms and subsidiaries is a separate legal entity. Please see [www.pwc.com/structure](http://www.pwc.com/structure) for further details.